# 凡　例

(一)　この「お雇い外国人名鑑」は「お雇い外国人」を研究するにあたって必ず参照しなければならない同時代の基本史料に、特定の個人に関してどのような情報が記録されているかを知るために作成されたもので、いわゆる人名辞典ではなく、一種の文献抄録である。

(二)　ここでいう「お雇い外国人」とは、日本の公的私的機関ないしは個人によって雇用された日本国籍以外の人々の総称であり、その中には在外公館等によって雇用された人々をも含む。また便宜上これらの人々に同行して来日した家族や、あるいはこれらの人々が雇用した外国国籍の召使などをも含めている。

(三)　この「名鑑」で取扱う時期は、明治元（一八六八）年から明治二二（一八八九）年までである。したがって「名鑑」にはこの期間に雇用された人々、明治元年以前に雇用され、上記期間までその雇用期間が継続していた人々、および上記期間中に雇用され、明治二三年あるいはそれ以後までその雇用期間が継続していた人々が含まれている。

(四)　この「名鑑」で参照されている史料と「名鑑」の出典に記されている参照のための略号は次の通りである。

**外務省記録**

（略号）

外　一　官雇入表（自明治九年）

外　二　華士庶外国人雇入鑑（自明治五年一〇月至明治六年一二月）

外　三　私雇入表（自明治九年七月）

外　四　各庁並人民雇外国人明細表（自明治一八年）

外　五　京都府民竹村藤兵衛清国人鼎某ヲ雇入レ朝鮮国へ渡航セシムル儀ニ付同府伺（明治一一年三月）。内務省勧業局農学校雇教師英人「ジェムス・ベグビー」解約之件（明治一一年一〇月）。各府県下人民雇外国人教師業務課目取調ノ儀ニ付各府県知事へ照会並回答（自明治一二年四月至明治一七年一二月）。同志社規則、同志社視察之記、愛良学舎視察之記

外　六　外国人雇入鑑（明治三年）

外　七　外国人雇入鑑（自明治五年一月至同年九月）

外　八　外国人雇入鑑（自明治五年九月至明治七年七月）

外　九　外国人雇入取扱参考書共四（自明治九年至明治一〇年）

外一〇　外国人雇入取扱参考書共四（自明治一〇年至明治一五年）

外一一　外国人雇入取扱参考書、第一巻（自明治元年至明治九年）

外一二　外国人雇入取扱参考書、第二巻（自明治九年至明治一〇年）

外一三　外国人雇入取扱参考書、第三巻（自明治一〇年至明治一五年）

外一四　外国人雇入取扱参考書、第四巻（自明治一六年至明治三〇年）

外一五　外国人傭免状扣（明治四年八月改）

外一六　外務省外国人雇入一件附契約書（自明治至大正三年）

外一七　独逸人法学士「リョースレル」顧問トシテ本省ヘ傭入一件



E13573257 小野　一雄 2023/11/16 21:59:06

外一八　英国人「マクカーゼー」雇入一件。米国人「ステブンス」雇継約定一通。独逸公使館「ヲーステン」雇入条約書

外一九　在外帝国公館経由外国人官傭雑件第一巻（自明治一六年至明治二二年）

外二〇　在外帝国公館経由外国人官傭雑件、第二巻（自明治二四年至明治二五年）

外二一　在外帝国公館経由外国人官傭雑件、第二巻（自明治二五年至明治二九年）

**太政類典**

太　一　第一編（自慶応三年至明治四年七月）

太　二　第二編（自明治四年八月至明治一〇年一二月）

太　三　第三編（自明治一一年至明治一二年）

太　四　第四編（明治一三年）

太　五　第五編（明治一四年）

太　六　第六編（明治一五年）

**公文類聚**

公　一　第七編（明治一六年）

公　二　第八編（明治一七年）

**東京大学関係雇外国人教師書類**

東　一　外国教師一切之件（明治九年中）

東　二　外人教師記念品贈呈讃辞草案

東　三　外国教師一切之件（明治一〇年中）

東　四　傭外国人教師講師名簿（自明治二年至昭和二年）

東　五　雇外国教師関係書類（明治一七年分）

右のうち「外務省記録」は、現在外交史料館に、「太政類典」と「公文類聚」とは国立公文書館に収蔵され、公開されている。また「東京大学関係書類」は東京大学本部に所蔵されているが非公開である。これらの史料のマイクロフィルムならびに焼付け写真は、ユネスコ東アジア文化研究センターに所蔵されている。これらの史料の性質等については本書の第一部第三章を参照されたい。

(五)　この「名鑑」は二つの部分から成っている。第一の部分はこの「名鑑」の主要部分をなすもので、史料に氏名がカタカナで表記されているものを対象としている。第二の部分は史料に氏名が漢字で表記されているものを対象とし、「氏名が漢字で表記されているもの」として掲載してある。

(六)　各項目の配列ならびに記載方法は左記の通りである。

**見出し**　見出しは現代風の表記に従うこととし、主として『岩波西洋人名辞典』（昭和三一年）および大塚高信等編『固有名詞英語発音辞典』（三省堂、昭和四四年）によった。ただし現代かなづかいでは用いられないヴをも使用している。

現代風の表記を推定することのできなかったもの、およびその人物が当時の表記のままでよく知られている場合はいずれも当時の表記に従った。表記が史料によって数通りある場合には、もっとも良く知られているもの、あるいは出典の参照番号①（「出典の表記」参照）のものをとった。いずれの場合も必要に応じて長音符・濁点・半濁点を補った。また、この「名鑑」は姓名の原綴の推定を行なっているが、それとはっきりわかる場合を除いては、推定した原綴から逆に見出しの表記を修正するようなことはしていない。したがって、見出しと推定された原綴とが矛盾しているように見える場合もある。いずれにしても表記を現代風に改めたのは姓のほうだけである。





って、名前のほうは史料の表記に従っている。

**副出**　史料中の表記については、それが明瞭な誤りである場合（たとえばアーレンをマーレンとしているような場合）を除いてそれらを副出の見出しとして掲げてある。ただし、見出しととりあげたものと最初の三文字が一致する場合、および副出の見出しと、それから参照される見出しとが相接しているような場合は副出を省略してある。

**配列**　見出しの五十音順に配列し、同一文字については清音・濁音・半濁音の順に、そしてそれぞれについて長音符を伴わないもの、伴うものの順とした。したがって、たとえばハリ、ハーリ、バリ、バーリ、パリというような順になっている。同一の見出しが二つ、あるいはそれ以上ある場合は、それに続く名前によって五十音順に配列した。ただし、この場合は機械的に出典①のものをとっている。

「氏名が漢字で表記されているもの」では漢字一字を単位として、その漢音を現代かなづかいで写したものによって五十音順に配列してある。その読み方は見出しの次に示してある。

**出典の表記**　項目中にあっては出典は①②……などで示し、項目の最後の出典欄に①外一②外二……のように参照させている。この外一、外二などに対応する史料の名称はこの凡例の(四)に掲げられているものである。

ただし史料が①から④まであって、各項目について史料①から④までですべてが同一の記載をしている場合には、その番号を省略してある。たとえば「【国籍】英」とある場合は史料①から④までがすべて英となっていることを示している。また「①②開拓使（六年七月一〇日―七年七月九日②七年七月一〇日―八年七月九日）」とあれば、史料①②には「六年七月一〇日―七年七月九日」という記載があり、さらに史料②だけにはこれに続いて「七年七月一〇日―八年七月九日」という記載があることを示している。

**氏名**　見出しの次に、史料中の表記で見出しのそれと異なっているもの、およびその名前を次のようにして記してある。

〔例〕

**アスヒナルボード**　〔ゼームス〕
　史料にはゼームス・アスヒナルボードとあるもの。

**アーサー**　アーサル〔ゼームス・エッチ〕
　史料にはゼームス・エッチ・アーサルとあるもの。

**アドルフ**　①〔グスターフ〕②アードロフ〔グスターフ〕
　史料①にはグスターフ・アドルフとあり、史料②にはグスターフ・アードロフとあるもの。

**ヴィリオン**　①～③ビリヲン〔②アー③ヲ〕
　史料①にはビリヲン、②にはアー・ビリヲン、③にはヲ・ビリヲンとあるもの。

氏名に付記されている学位等はすべて省略してある。

**原綴**　原綴がいくつかの史料に見えている場合には、もっとも詳しいものだけを掲げてある。たとえば、史料②には Veray, Paul とあり、④には Veray とのみある場合、「②④ Veray, Paul」と記してある。また史料にない原綴を補った場合には「　」を付して区別してある。原綴の推定には上智大学助教授（当時）エドモンド・スクリブチャク氏の協力を得た。またいくつもの推定が可能な場合はその中の一つだけを掲げるにとどめた。また W〔illiam〕とあるのは史料には単に W. とあるのを補ったことを示している。

**生年・年齢・没年**　他の史料によって補足したものには最初に㈱を付して区別してある。以下同じ。

**国籍・雇入場所**　次の略号（英・米・独・仏・伊・蘭・埃・清）のほかは国名をあげた。またドイツについてはプロシャを区別しなか



E13573257 小野　一雄 2023/11/16 21:59:06

った。また当時独立国であった国以外については出身地として記してある。

**雇主雇期間**　雇主についてはなるべく史料の通りに記載したが、文部省所轄の国立学校については「文部省」を省略し、ただちに学校名をあげた。また史料①に「工部省」、②に「燈台寮」とあって、他の記述（たとえば雇期間）から①も工部省燈台寮を指していることが明瞭な場合は、①②工部省燈台寮のように記してある。「①東京府②平民①②大倉喜八郎」とあるのは史料①には「東京府大倉喜八郎」、②には「平民大倉喜八郎」とあることを示す。

明治初期には、官庁ばかりではなく民間の機関も組織の統廃合、分割、改称がさかんに行なわれており、そのために史料によって雇主の記述が異なっている場合は、「①②東京開成学校③④東京大学（①③三年四月五日―六年七月八日②④九年一〇月一一日―一二年一月二日）」のように記してある。

雇期間は便宜上次のように整理してある。

(1)年号は「慶応」および慶応年号との関係でまぎらわしい時にのみ「明治」を付し、それ以外は「明治」を省略した。

(2)明治五年一二月二日以前については、史料に西暦で記録してあるものはそのまま記した。したがって明治三年四月五日というのは太陰暦による日付であって、一八七〇年五月五日とあるのは太陽暦による日付を示す。明治六年一月一日以降に関しては西暦はすべて明治に換算してある。

(3)史料①に「六年一月一日より一ヶ年」とあり、②に「六年一月一日―一二月三一日」とあるような場合には後者、つまり日付を明示してあるほうを掲げ、「①②六年一月一日―一二月三一日」としてある。またこの場合、前の日付と後の日付と重複する部分、ここでは後の日付の「六年」は省略した。

(4)「――六年七月八日、満期解雇」とあるのは史料には「――六年七月八日、六年七月八日満期解雇」とあることを示す。また「①②六年七月九日より①月雇②無期限」とあるのは史料①には「六年七月九日より月雇」、②には「六年七月九日より無期限」とあることを示す。

(5)「雇継」は元の史料に従って掲げてあるが、明記されていなくても雇継である場合も多いので、注意されたい。

**給料**　原則として日給、月給（「三〇日に付」を含む）、年俸の区別をあげた。貨幣の種類（貿易銀など）をあげてある場合はかならずこれを掲げ、またドルについては、「メキシコドル」と明記していないものはすべてアメリカドルと解釈してある。また「家宅料」および「家賃」については特に明記してある場合を除いて一か月分である。

**備考**　活動状況を示す重要な事項を、註記または関係史料を引用するにとどめた。また、引用文中の「　」は補った部分であることを示す。

**住所**　史料の記載に多少の異動があっても、明らかに同一の場所を指していると思われているものは適当に取捨し、なるべく詳しいほうを掲げた。

**記載の省略**　かなり近い範囲に同一の内容をもった項目が集中している場合には、最初の一つだけを省略せずに掲げ、その次からは「詳細は……に同じ」として省略した。

かなづかいは引用文中のみ歴史的かなづかいにし、その他は新かなづかいにした。漢字は引用文中をも含めて当用漢字に統一した。また、史料に「独逸」など国名を漢字で記してあるものは、すべてカタカナに直した。また「大坂」は「大阪」に統一した。





## ア

**アインユング**　【国籍】英【年齢】三年八月当時二五歳【雇入場所】横浜【雇主雇期間】佐賀藩支配所商人・伊丹文左衛門、水町久兵衛、古川与四右衛門（三年八月七日より三〇日、雇継更に四ヶ月）【職種】一等按針役【給料】三〇日洋銀一二五ドル【出典】外六

**アヴァル　アバール**【原綴】② Havard【国籍】仏【雇主雇期間】海軍省（八年一月一三日―一一年一月一三日①満期解雇）【職種】塡隙職【給料】①月給八〇元、一〇年一月一日より八一円②メキシコドル八〇ドル【住所】横須賀造船所官舎【出典】①外一②外一二

**アーウィン**　①②アルウィン〔②アール・ダブリュー〕③オルウィン〔アール・ダブリュ〕【原綴】② Irwin, R. W.【国籍】①②米【雇主雇期間】①在原郡北品川一六八番地東京府平民・益田孝（一二年六月五日―一三年五月三一日）②東京府下遠武秀行（一七年六月一日より無期限）【職種】①英学教師②英語学教師【給料】①二〇〇円②月給紙幣四〇〇円【備考】③在横浜ハワイ総領事代理【住所】①②芝区栄町五番地①益田孝所有邸【出典】①外三②外四③太五

**アーウォーク**　【国籍】清【雇主雇期間】工部省燈台寮（八年一一月二〇日より無期限②一二年一一月三〇日解雇）【職種】①明治丸大工②大工職【給料】月給①三七円②四〇円【住所】②明治丸乗組【出典】①外九②外一

**アーガート**　アークハルト　→アーガート

**アコム**　【年齢】三年当時二八歳【国籍】清【雇入場所】横浜【雇主雇期間】横浜商人・高嶋屋嘉右衛門（三年一一月一九日―四年二月一九日）【職種】火焚【給料】月給洋銀二五元【出典】外六

**アーサー**　アーサル〔ゼームス・エッチ〕【原綴】〔Arthur, James H.〕【国籍】米【雇主雇期間】東京府下藤井三郎【職種】英語学【住所】第四大兼倉庫方【給料】月給①二〇〇円②一五七円（最前給料一〇〇ドル、五年七月三〇日より一一五円、六年八月一日より一五七円）③一八〇円、九年五月一日より二〇〇円【住所】①横浜局内③官舎【出典】①外九②太二③外一

**アオン**　アヲン【年齢】三年当時三二歳【国籍】清【雇入場所】横浜【雇主雇期間】横浜商人・高嶋屋嘉右衛門（三年一一月一九日―四年二月一九日）【職種】料理人【給料】月給洋銀二五元【出典】外六

**アカム**　【国籍】清【雇主雇期間】燈台寮（三年三月一六日より月雇）【職種】大工【給料】月給三五ドル【出典】太二

**アカム**　【国籍】清【雇主雇期間】①長崎県下第一大区②長崎県下平民①②平山勝二（九年一二月一日―一〇年五月三一日②一〇年六月一日より六ヶ月）【職種】機械方【給料】②月給五〇円【住所】①明真丸【出典】①外九②外三

**アーキタ**　①〔ベートル〕②〔ビートル〕【原綴】② Arkita, Peter【出身地】マニラ【雇主雇期間】工部省燈台寮（七年七月一七日より①月雇②無期限）①七年一一月一七日解雇）【職種】①水夫小頭②テーホル船水夫小頭【給料】月給四〇円【住所】①テーホル船乗組【出典】①外一②外九

**アキット**　【国籍】清【雇主雇期間】工部省燈台寮（九年四月一日より無期限②一〇年一一月一〇日限免雇）【職種】テーホル船料理人【給料】月給四二円【住所】②テーホル船乗組【出典】①外九②外一

**アコム**　【年齢】三年当時二八歳【国籍】清【雇入場所】横浜【雇主雇期間】横浜商人・高嶋屋嘉右衛門（三年一一月一九日―四年二月一九日）【職種】火焚【給料】月給洋銀二五元【出典】外六

**アーサー**　アーサル〔ゼームス・エッチ〕【原綴】〔Arthur, James H.〕【国籍】米【雇主雇期間】東京府下藤井三郎【職種】英語学【住所】第四大



E13573257 小野　一雄 2023/11/16 21:59:06